

尼崎市議会BCP

1 目的

このBCPは、尼崎市域に大規模災害が発生した場合、市民の安全を確保し、尼崎市議会及び議員がどのように対応すべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう定めるものである。

※ BCP : Business Continuity Plan (事業継続計画)

議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会・議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

2 尼崎市議会災害時連絡本部の設置

議長は、次に掲げる大規模災害が発生したとき尼崎市議会災害時連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置する。

- (1) 市域において震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 市域において、大雨、洪水、高潮、暴風、津波等の自然災害が発生し、その状況により議長が必要と認めたとき
- (3) 上記自然災害のほか、新型インフルエンザなどの感染症、大規模な事件・事故・テロ等による大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあり、その状況により議長が必要と認めたとき

3 連絡本部の組織等

(1) 組織

ア 連絡本部は議長、副議長及び各会派幹事長をもって組織する。

イ 議長は、連絡本部を代表し、その事務を統括する。

(2) 事務局

事務局は議会事務局に置く。また、事務局は、議長の命を受け、連絡本部の業務に従事する。また市災害対策本部等と連携し、情報共有を図るとともに、議員への情報伝達を行う。

(3) 尼崎市議会災害時連絡会議の開会

議長は、議員による協議、調整等を行う必要が生じた場合には、尼崎市議会災害時連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を開会することができる。

ア 開会基準

本BCPが想定する災害等が発生した際に、議長が必要と認めるとき。

イ 招集

連絡会議は議長が招集する。

ウ 所掌事務

- (7) 市災害対策本部等との情報交換、依頼・要望事項等にかかる協議
- (8) 本会議、委員会等の開会や協議事項の調整等
- (9) その他必要な事項

(4) 会議方法

連絡会議を開催する場合、各議員及び事務局は議事堂に参集することを基本とする。ただし、災害対応等で参集が難しい場合は、タブレット端末を使用したWEB形式での参加を可とする。

4 基本行動

大規模災害時においては、議員自身はもちろんのこと市民の生命の安全を最優先に図りつつ、その災害の規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められることから、本市議会は次の基本行動を常に念頭に置き、対応を図るものとする。

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、当局が災害対応に全力で専念し、応急活動が円滑、迅速に実施できるよう必要な支援・協力を行う。
- (2) 議長は、会派及び議員へ適宜、適切な情報提供を行うとともに、会派及び議員から提供された情報や要望を一元化し、市災害対策本部等へ提供する。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に最大限の協力を行う。

5 連絡本部設置後の議員及び事務局職員の対応

(1) 被災者等への支援活動

ア 議員は、それぞれの居住地域等において、被災者に対する相談及び助言等を行うとともに、被災者に必要な支援対策等の情報収集を行い、その収集した情報を必要に応じて、別紙様式を活用して議会事務局に報告する。また議会事務局は、報告を受けた情報を議長に報告する。

イ 議員から寄せられた情報等について、議長は、議会事務局に指示し、

情報整理を行わせる。

(2) 災害情報等の提供

- ア 議会事務局長は、市災害対策本部等の会議等において得た情報を議長に報告する。また、議会事務局長は、議員等から報告を受けて得た情報・要望を市災害対策本部等の会議等において報告する。
- イ 議長は、議会事務局に指示し、議員へ市災害対策本部等の会議等において得た情報及び各議員から得た情報を提供する。ただし、次の場合は記載のとおり取り扱うこととする。
 - (ア) 緊急または短時間のうちに議会事務局が全議員に連絡することが困難な場合、その連絡については、まず各会派の幹事長に電話、FAXまたはメール等により行う。その後、必要に応じて全議員に電話、FAXまたはメール等により連絡する。
 - (イ) 緊急または議会事務局の体制が整わない状況において議会事務局は、幹事長に対し、所属議員に連絡を行うことを要請することができる。

6 本会議開催に向けた行動

議会は、本会議において議案等を審議又は審査し、市の意思決定を行う等の役割を担っており、大規模災害時においてもその機能をできる限り発揮するため、本会議開催に向けて以下のとおり行動する。

(1) 定例会閉会中

- ア 連絡本部（連絡会議）において、本会議及び委員会の定足数に足りるか確認。その上で、議会運営委員会、定例会開催の可否、議事運営等について確認。（議会運営委員会及び定例会が開催不可能となれば、本会議は非開催となる。）
- イ 議会運営委員会または連絡会議等において定例会開催の可否及び議事運営等について決定。開催の場合は招集告示の後、本会議を開催する。

(2) 定例会開会中

- ア 連絡本部（連絡会議）において、本会議及び委員会の定足数に足りるか確認。その上で、議会運営委員会の開催、定例会継続の可否、議事運営等について確認。（議会運営委員会の開催及び定例会が継続不可能となれば、本会議は非開催となる。）
- イ 議会運営委員会または連絡会議等において定例会継続の可否及び議事運営等について決定。

※ イメージは「大規模災害時の本会議開催に向けた行動イメージ概略図」のとおり。

7 代理順位

(1) 議長に事故あるときは下記の順により対応する

- ア 副議長
- イ 議会運営委員会委員長
- ウ 議会運営委員会副委員長
- エ 建設消防防災委員会委員長
- オ 建設消防防災委員会副委員長

(2) 会派の幹事長に事故あるときは下記の順により対応する

- ア 副幹事長
- イ 政調会長等

8 大規模災害発生時の対応

(1) 地震・風水害

ア 初動期（災害発生時から概ね 24 時間が経過するまで）

(イ) 議長・議員の登庁

- a 議長、副議長、各会派幹事長は、大規模災害が発生したとき、登庁するものとする（市域において震度 5 強以上の地震が発生したときには自主参集する。）。
- b 議員は、居住地域等において活動するのを基本とする。なお登庁中または外出中であれば、安全に十分配慮の上、帰宅し、活動する。
- c 議長は、必要に応じ、議員の登庁を要請するものとする。

(ロ) 安否確認と連絡体制の確立

- a 議員は、その安否を自ら議会事務局に連絡するとともに、常に所在と連絡先を明らかにすること。また議会事務局は、連絡を受けた議員の安否を議長に報告する。
 - ㊦ グループウェアによる電子メールによること。
 - ㊧ 電話回線が使用可能であれば電話（携帯電話メールを含む）、FAXによること。
 - ㊨ 電話回線が使用不可能な場合であれば、災害用伝言ダイヤル（171）によること。
 - ㊩ ㊦、㊧、㊨のいずれの方法も不可能である場合は、その他の方法により安否の連絡に努めること。
- b 議員は、a において自ら議会事務局へ連絡しがたい事情がある場合、所属する会派の幹事長を通じて議会事務局へ連絡する。また議会事務局は、連絡を受けた議員の安否を議長に報告する。
- c 議長は、会派の幹事長に対し、その所属議員の安否確認を要請することができる。

安否連絡等の方法について（議会事務局）

1 グループウェア電子メール

- gikai01@gikai.city.amagasaki.hyogo.jp
- gikai02@gikai.city.amagasaki.hyogo.jp
- gikai03@gikai.city.amagasaki.hyogo.jp
- gikai04@gikai.city.amagasaki.hyogo.jp

2 電 話 06-6489-6103

3 F A X 06-6489-6105

4 メール ama-gikai@city.amagasaki.hyogo.jp

5 確認する事項

- ・安否と現在の状況
- ・現在の居場所
- ・連絡先（連絡が取れる方法の確認）

イ 初動期経過後

(7) 登庁・連絡体制の確立・被災者等への支援活動等の継続

議員は、議長・議員の登庁、連絡体制の確立及び被災者等への支援活動に掲げる事項（議員に係るものに限る）を継続する。また議会事務局は、連絡を受けた情報を議長に報告する。

(イ) 災害情報の提供の継続等

議長または議会事務局長は、災害情報の提供に掲げる事項を継続する。

(ウ) 会派代表者会・議会運営委員会の開催

議長は、状況に応じ、適宜、会派代表者会を開催、または議会運営委員長に議会運営委員会の開催を要請するものとする。

ウ 登庁または支援活動等を行う際の留意点

(7) 服装

活動等に支障のない安全な服装とし、服装・ヘルメットについては、着用することで市民の不安等を軽減し、相互の声掛けが円滑にできる効果が期待できることから、できる限り支給された防災服・ヘルメットの着用に努めること。

(イ) 緊急措置

議員は、火災、人身事故等緊急事態に遭遇したときは、二次的な災害からの危険回避を図るとともに、人命救助・通報等適切な措置を講じる。

- エ 会議等の開会中に地震・風水害の大規模災害が発生した場合の対応
- (ア) 議長等は、非常の事態により会議等の継続が困難であると認めるときは、直ちに休憩を宣言し、議会事務局に傍聴者等の安全確保の対応を指示する。
 - (イ) 議会事務局は、傍聴者等の安全を図りながら避難誘導を行う。
 - (ウ) その後、市災害対策本部等が設置された場合、議長等は、延会または散会を宣言する。
 - ※ 会議等：本会議、常任委員会、特別委員会その他の会議
 - ※ 議長等：議長、委員長、座長等

オ その他

大規模災害に至らない災害時には、別途定める「大規模災害に至らない災害時の行動イメージ概略図」に沿って行動すること。

(2) 感染症

ア 発生段階に応じた対応

感染症対策は、発生状況に合わせた対応が必要となるため、市が定める「尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を参考にしつつ、発生段階を次の5つに分類し、その発生段階ごとに議長は連絡本部の設置を判断し、市災害対策本部等と連携しながら対策や対応を判断する。

発生段階	状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態(国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態)
市内未発生期	市内で患者が発生していない状態(県内又は隣接府県で患者が発生している状態)
市内発生早期 ・市内感染期	市内で発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 及び 接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	小康状態

イ 感染者または濃厚接触者発生時の対応

議員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- (ア) 速やかに連絡本部に報告する。

- (イ) 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行い、経過を連絡本部に報告する。
- (ロ) 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び連絡本部に連絡する。

事務局職員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- (ア) 速やかに議会事務局長（又は次長）に報告する。
- (イ) 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行い、経過を連絡本部に報告する。
- (ロ) 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。

ウ 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

議員、事務局職員の中から新型インフルエンザ等感染症をはじめとする感染症の感染者として認定を受けた旨の連絡があったときは、必要に応じて下記の情報を公開する。

- (ア) 議員
 - a 年代・性別
 - b その他（感染経路の状況／入院の有無／重症・軽症の別／自宅待機／会派名等の必要に応じた情報）
- (イ) 事務局職員
 - 執行部の取り扱いに準じる。

エ その他

連絡本部設置に至らない場合は、別途定める「大規模災害に至らない災害時の行動イメージ概略図」に沿って行動すること。

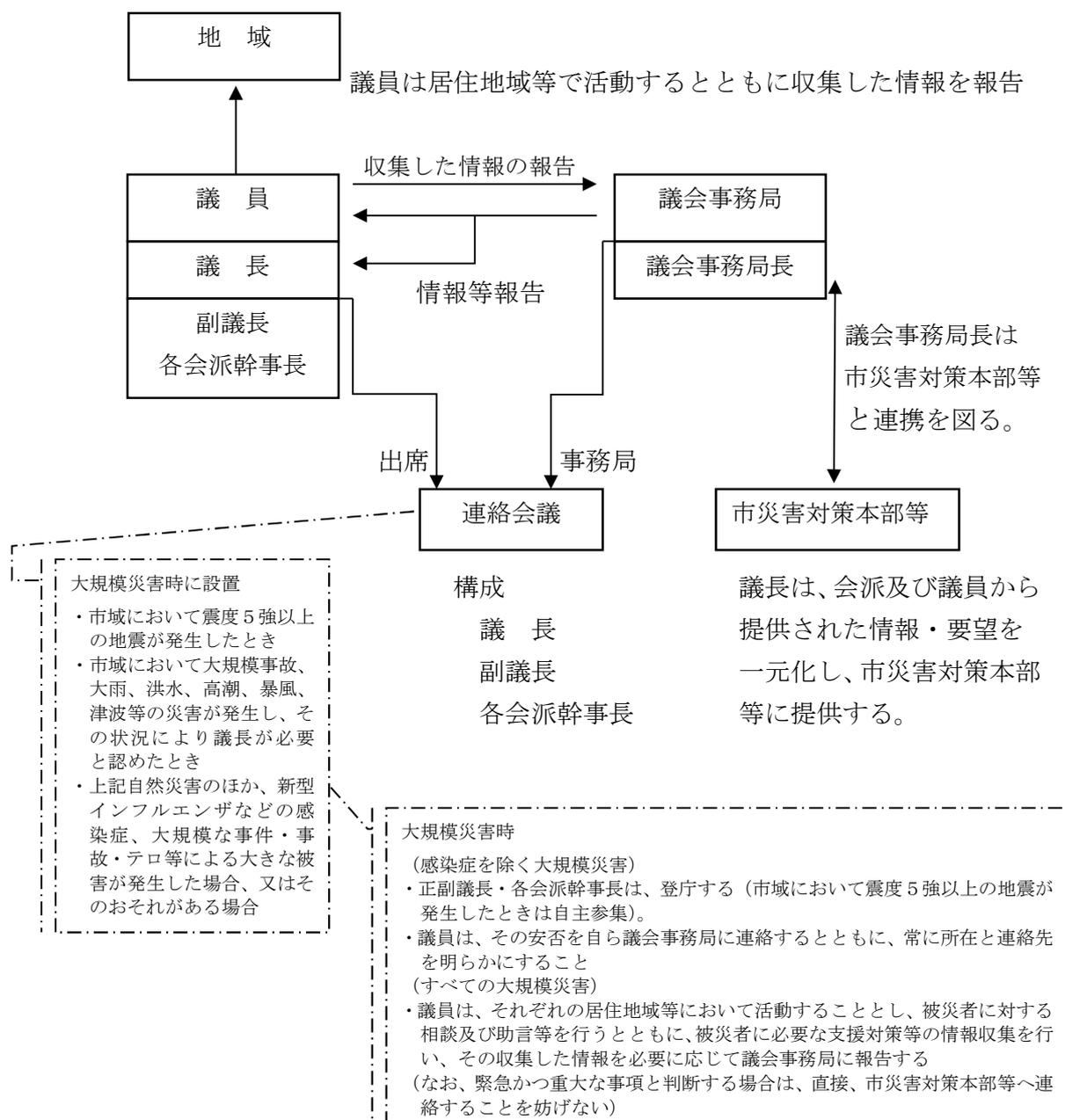
(3) その他の大規模災害

大規模な事件・事故・テロ等の災害が起こった場合は、議長は必要に応じて連絡本部を設置し、対応を行う。

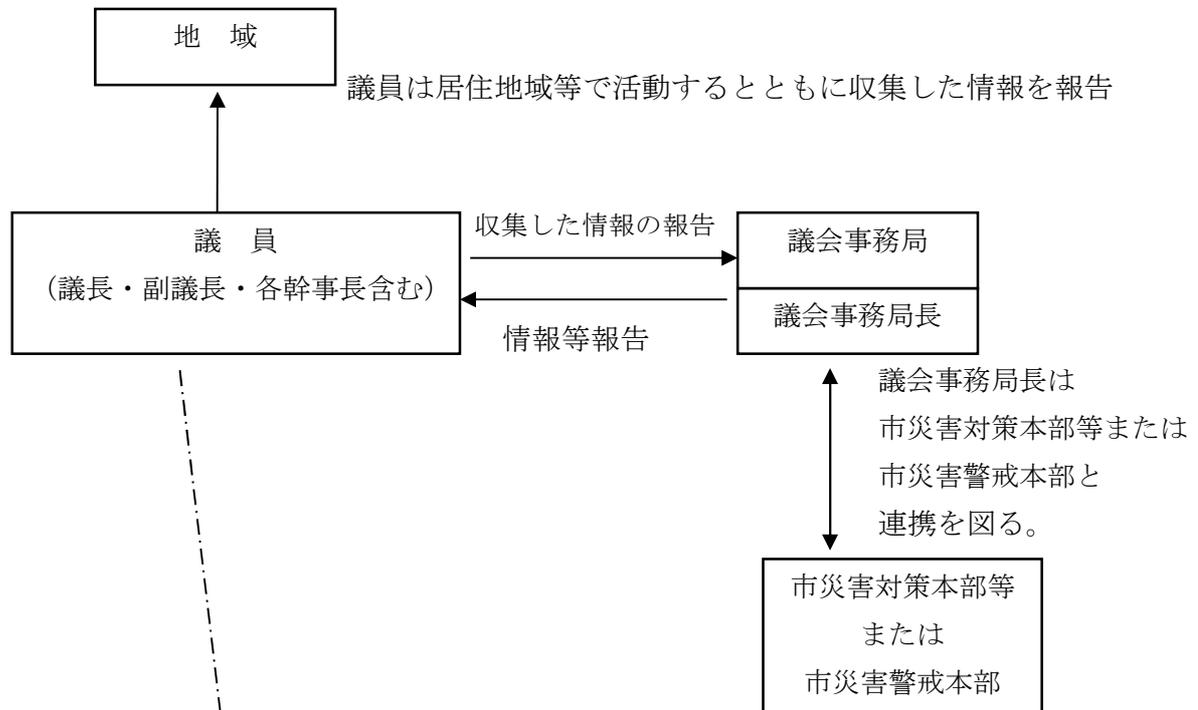
9 B C Pの見直し

このB C Pを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行う。

大規模災害時の行動イメージ概略図



大規模災害に至らない災害時の行動イメージ概略図



議長は、会派及び議員から提供された情報・要望を一元化し、市災害対策本部等または市災害警戒本部に提供する。

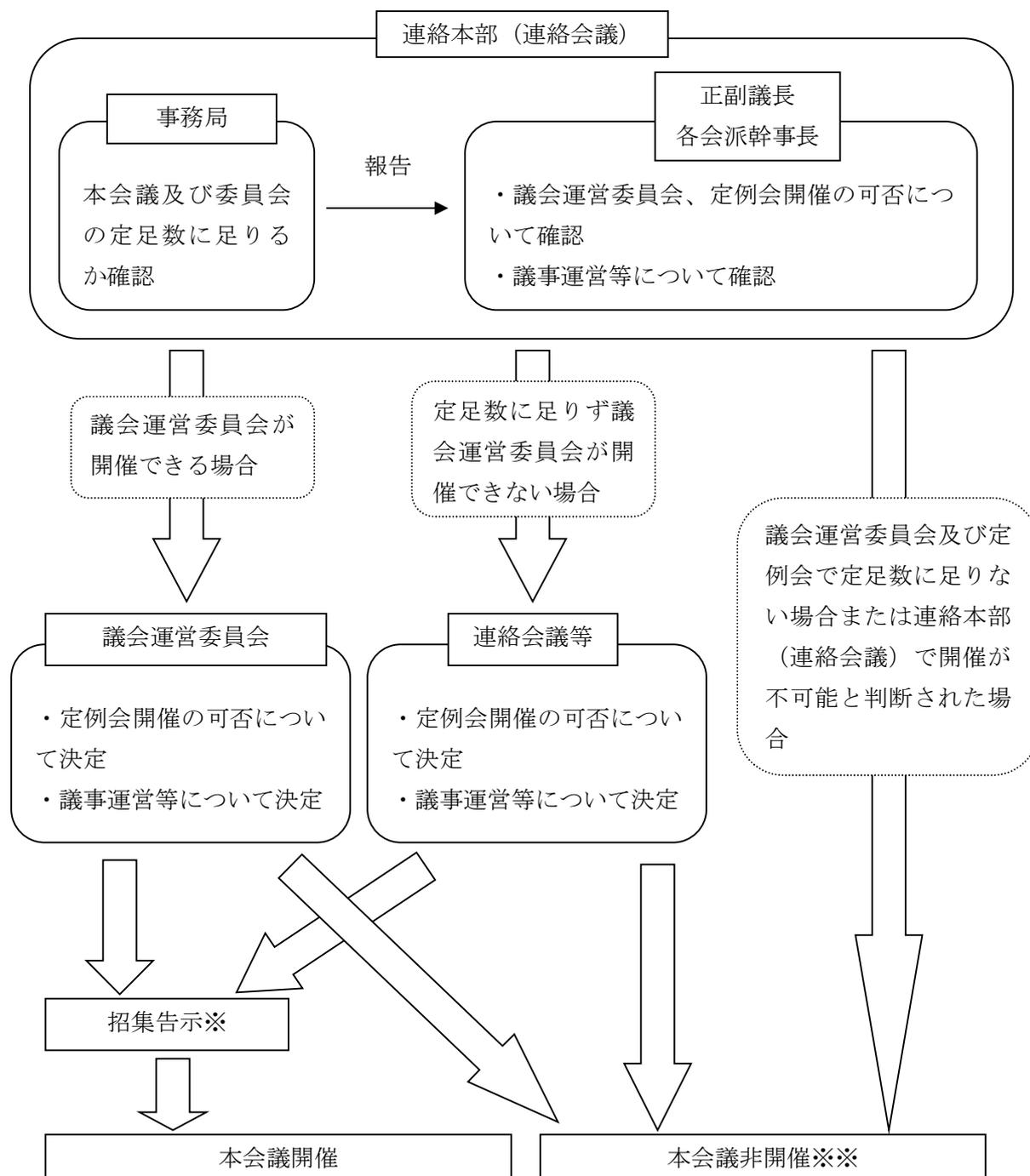
大規模災害に至らない災害時

- ・議員は、それぞれの居住地等において活動することとし、被災者に対する相談及び助言等を行うとともに、被災者に必要な支援対策等の情報収集を行い、その収集した情報を必要に応じて議会事務局に報告する
(なお、緊急かつ重大な事項と判断する場合は、直接、市災害対策本部等または市災害警戒本部へ連絡することを妨げない)
- ※勤務時間外等により、議会事務局に職員が配備されていない場合には、市災害対策本部等または市災害警戒本部、もしくは各地域振興センターへ連絡する

※緊急かつ重大な事項 (例示)

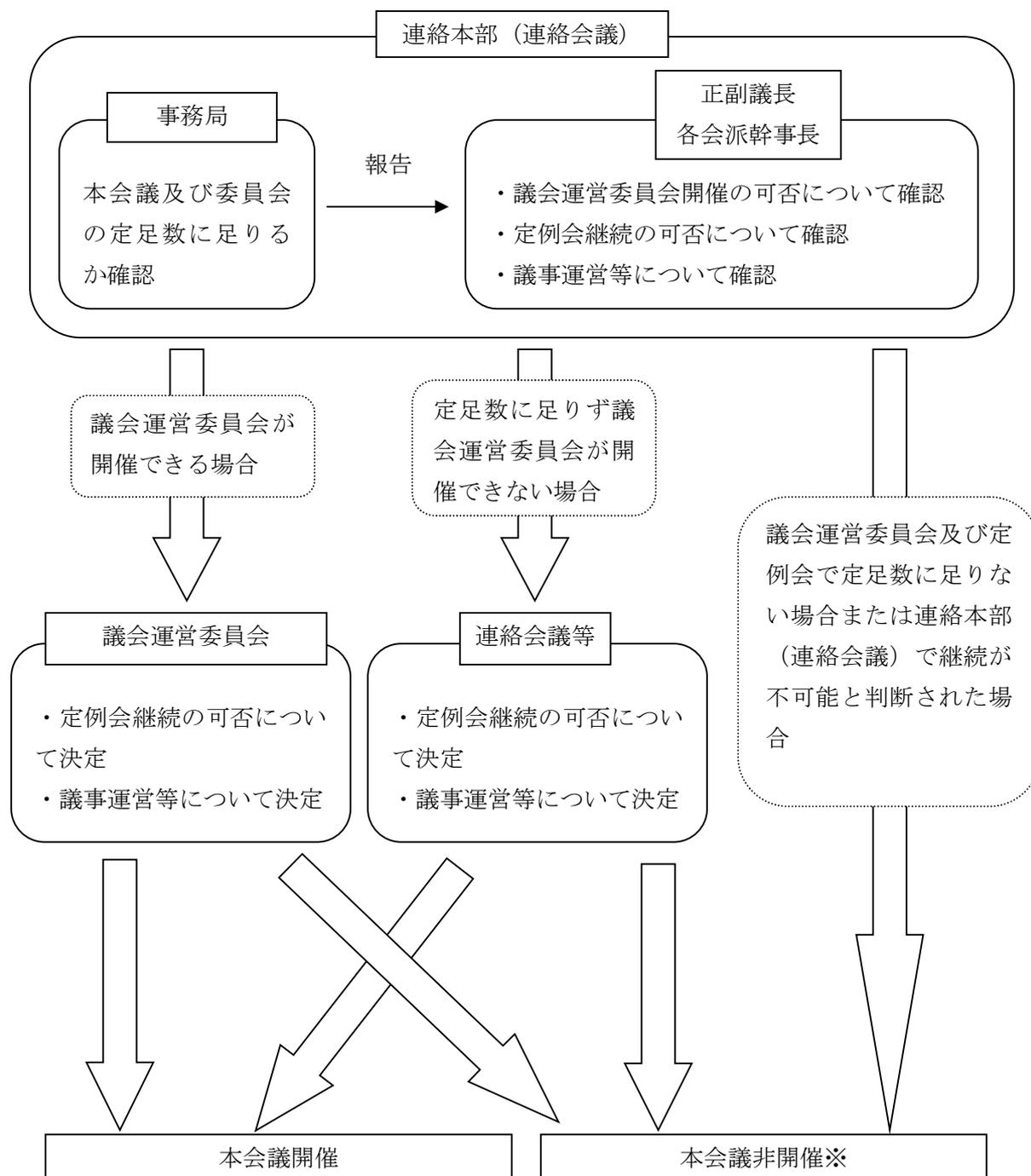
- ・堤防の決壊、越流等による河川の氾濫の恐れが危惧される状況にある時
- ・地震・暴風等による家屋等の損壊により、身体等への直接的な危害が危惧される状況にある時

大規模災害時の本会議開催に向けた行動イメージ概略図
(定例会閉会中)



※ 招集告示後に災害が発生した場合は必要なし。
 ※※ 招集告示後から本会議開催までに災害が発生し、本会議非開催となった場合は流会となる。

大規模災害時の本会議開催に向けた行動イメージ概略図
(定例会開会中)



※ 定例会開会中に災害が発生し、本会議非開催となった場合、閉会予定日の午後5時を迎えた時点で自然閉会となる。